都市公園内における防災用資器材保管庫の設置許可基準について

1 目 的

この基準等は、市が管理する都市公園に、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)で定める公園施設のうち、同法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第8項で定める災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫(以下「防災用資器材保管庫」という。)を公園管理者以外の者が設置する場合における許可(以下「設置許可」という。)等に関する必要な事項を定め、都市公園の防災機能の向上及び適正な管理に資することを目的とする。

2 定義

(1) 自主防災組織

川崎市自主防災組織育成指導要綱第3条の規定により認められたものをいう。

(2)都市公園

法第2条の二の規定により公告された都市公園をいう。

(3) 防災用資器材保管庫

自主防災組織が災害時などに活動する際、必要な資器材を収納するための保管庫 をいう。

(4) 資器材

川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱第3条に規定する防災用資器 材をいう。

3 許可基準

- (1) 自主防災組織が、災害時などにおける自主的な防災活動を推進するために設置するもので、他に設置する用地が確保できない場合に限る。
- (2) 申請者は、法第5条第1項の規定に基づき、川崎市都市公園条例(昭和32年3月 29日条例第6号。以下「条例」という。)第9条各号に掲げる事項を記載した申請書 (「公園施設置許可申請書」)を提出し、公園管理者の許可を得なければならない。

4 設置場所および構造等

- (1) 公園利用者の利用上および公園管理上支障のない位置であること。
- (2) 容易に倒壊することのないよう十分に固定し、公園利用者および公園管理上、支障のない構造とすること。
- (3) 材質は原則として不燃性のものとすること。
- (4) 防災用資器材保管庫を設置する際の基準は次の表のとおりとし、かつ、公園機能を著しく阻害しない範囲とする。

項目	基準		
1 公園に設置できる	公告面積が 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満:	1団体・1基まで	
団体数・基数	公告面積が 1,000 m ³ 以上:	2団体・各1基まで	
1団体が設置できる	2 公園・各 1 基まで		
公園数・基数	2公園・台1巻よし		
	公告面積が 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満:	概ね 6.6 ㎡以内	
1 基当たりの防災用	公告面積が 1,000 ㎡以上 :	概ね 10 ㎡以内	
資器材保管庫の面積	ただし、1公園に2基設置する場合は、2基の合計面積が15㎡以		
	内に収まるようにする		
防災用資器材保管庫	基礎を含め 2.8m 以下とし、平屋造りとす	Z	
の高さ	基礎を占め 2.0m 以下とし、平屋垣りと 9	ଧ	

- (5) 防災用資器材保管庫を設置しようとする公園を管理している団体と、申請者が異なる場合は、事前に同意書(第1号様式)を得ること。
- (6) 防災用資器材保管庫には、団体名及び防災用資器材保管庫であることを明示すること。
- (7)(4)の規定にかかわらず、公園管理者と協議の上、真にやむを得ないと認められる場合については、これを超えて設置できるものとする。

5 設置許可の期間

設置許可の期間は3年以内とし、これを更新する期間についても同様とする。

6 使用料および手数料

許可にかかる使用料および手数料については、条例第21条第1項の規定により免除とする。

7 その他

- (1) 都市公園として公告されていても、敷地が公園管理者以外の所有である場合は(個人借地、高速道路会社、上下水道局等)、事前に土地所有者と協議し承諾を得ること。
- (2) 公園管理者は、必要に応じて資器材の収納状況等を実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し指示することがある。
- (3) その他、市において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は条件に違反する行為が認められるときは、市は直ちに設置許可の取り消しをすることがある。

附則

この基準は平成27年4月1日から施行する。

附則

平成27年3月31日以前に設置されていた防災用資器材保管庫については、それを撤去し、他の防災用資器材保管庫に改める日より本基準の適用を受けるものとする。

(防災用資器材保管庫の設置を予定す 団体名	る団体)				
代表者	様				
司	意	書			
貴団体が次の公園に防災用資器材保管庫を設置することに同意します。					
公園名					
	平成	年	月	Ħ	
	団体名	(当該公	園を管理して	ている団体)	
	代表者			印	
	住 所				
	電話				
	FAX				